

令和8年度 第1回 学校運営協議会

浜松市立気田小学校

- 1 日時 令和8年 4月22日(水) 14時30分～15時30分
- 2 会場 浜松市立気田小学校 会議室
- 3 内容 進行(教頭)
 - (1) 校長挨拶
 - (2) 自己紹介
 - (3) 新規委員任命書交付 会長選出及び副会長の指名
 - (4) 会長挨拶
 - (5) 浜松市学校運営協議会規則 確認
 - (6) 議長の選出(出席した委員の中から互選)
 - (7) 令和8年度学校運営の基本方針、学校いじめ防止対策の基本方針
 - (8) 前回の会議録、令和7年度協議会自己評価の確認
 - (9) 熟議 進行(議長)
 - ・ 令和8年度の学校運営の基本方針について
 - ・ 夢育やらまいかCS加算分に関する意見書について
 - (10) 連絡事項 進行(教頭)
 - ①今後の予定と主な内容
 - 第2回 9月11日(金) 午後2時～午後3時30分
 - 第3回 11月30日(月) 午後2時30分～午後3時30分
 - 第4回 2月19日(金) 午後2時30分～午後3時30分
 - ②令和8年度 コミュニティ・スクール関連行事予定
 - ③コミュニティ・スクールに関する研修会について

令和8年度学校運営協議会名簿

No	役職	氏名
1	委員	山下 晃二 様
2	委員	渡邊 雄介 様
3	委員	森下 裕子 様
4	委員	天野 進 様
5	委員	黒川 和久 様
6	委員	山下 駒子 様
7	委員 学校支援コーディネーター	森下 薫 様
8	CSディレクター	村松 由規子
9	CSアドバイザー 春野支所	船見 安宏 様
10	校長	小澤 真喜子
11	事務局 教頭	児玉 健一郎

R 8 年度 学校運営協議会（気田小学校）会場図

会議室

委員 委員
山下 晃二 様 渡邊 雄介 様

コ | デ | ネ | タ |

森下 薫 様

委員 黒川

和久 様

委員 山下

駒子 様

委員 森下

裕子 様

委員 天野

進 様

春野支所 船見

安宏 様

浜松市教育委員会
教育総務課（欠席）

気田小学校長
小澤 真喜子

気田小学校 教頭
児玉 健一郎

CSディレクター
村松 由規子

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月27日（金）14時30分から15時45分まで
- 2 開催場所 気田小学校 会議室
- 3 出席委員 森下 薫、山下 太一郎、酒井 祐也、清水 恭子、山下 晃二
- 4 欠席委員 福島 亜弥、正久 幸廣、森下 裕子
- 5 オブザーバー 勝又 真希（気田幼稚園園長）、船見 安宏（春野支所）
- 6 学 校 小澤 真喜子（校長）、野嶋 孝弘（教頭）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 田代 萌（CS ディレクター）

- 9 議長の選出 司会の教頭から、議長の選出について意見を求めたところ、森下薫会長を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1） 学校関係者評価について
- （2） 次年度の学校経営方針・教育活動について
- （3） 学校運営協議会の1年間の取り組みについて（自己評価）
- （4） 次年度の学校運営協議会の活動・組織等について

11 会議記録

司会の野嶋孝弘から、委員の参加者数が既定の数（8人中5人）に達しているため、会議が成立する旨の報告があった。

（1） 学校関係者評価について

教頭から「学校関係者評価について」の資料に基づいて説明があった。

説明を受けて、委員に意見を求めた。

●読書は、簡単な本で冊数を増やすよりも、各学年に合った内容の難易度の本を薦めるのはいいと思う。

（森下会長）

●日常会話よりもメディアから影響を受けた表現を優先して使う傾向が見られる。その結果、悪気はなくても良くない言葉を使ってしまう場合がある。メディアを見る機会が少ない児童もいる中、個人差はあると思うが言葉の受け取り方の違いから気持ちのすれ違いが生じる可能性はないか。（酒井委員）

→SNS やゲームが普及して心配になる場面が多い。しっかり見守っていくことが大切だと思う。（森下会長）

→言われた子も、ポジティブな子なら受け流せるとは思うが、繊細な子はいつまでも気にしてしまうかもしれない。そういった面で強くなれるように自己肯定感が高い子が増えるといい。（清水委員）

→殴る蹴る、言葉遣いも良くないゲームが多いと感じる。そうした影響で自然に強い言葉が出てしまうのは良くない。大学生にもなれば言葉の良し悪しは判断できるが、小・中・高校生あたりはそのまま出てしまう傾向がある。年齢とともに改善していく面もあるだろう。また、自分は厳しい学校生活を送ってきたが、今となってはそれがよかったと思っている。一定の厳しさを持って指導するのも一つの方法かもしれ

ない。(山下太一郎委員)

→自分の周りは、言葉遣いが悪い子が多いと感じる。「この大人にこう言ったら叱られる」など今の子供は TPO をわきまえている子が多い印象。もしかしたら、「目下の子には使ってしまうのかな」と思う。自分もそうだったが、強い言葉を言うってしまう子は、社会に出て気づくのではないかと思う。(山下晃二委員)

→挨拶、言葉遣いなど社会に出るなどして時間が解決するのだと思う。(森下会長)

●自分の子供が3人通って、本校が小規模校というものもあって、多少の仲間外れなどがある時期もあったが、大きいいじめはなかったと思う。高校生になって、人数の多い学校に行ったときに心配な面はある。家である程度カバーできるようにできたらいいと思う。(酒井委員)

→小さいときは先生に言えば解決したが、中学生は、先生に相談すると大事になるのではないかという思いから、親や親しい友人に話して発散することが多い。悩み事など、その事を自分でどう対処するかいろいろ経験して強くなったらいいと思う。(清水委員)

→コンプライアンスを常に気にする職業だった人と会話をしていると、その人は常に気にすることが身につけているため、「それ以上はコンプライアンス違反になりかねます」と会話が止まってしまうことがある。自分たちにとって普通の会話だが、受け取る側はそうでないときもある。止めすぎるのも良くないが、先生方にもアンテナを張って児童を見守ってもらいたい。(山下太一郎委員)

→いじめゼロではなく、いじめの見逃しゼロを心がけていきたいと思う。(教頭)

●「学校は楽しくない」という児童が多かったとあるが、具体的にどういうことか。

→児童のとらえ方として、「イベント、行事が楽しい」と児童は認識しているが、学校としては、「勉強して理解するという学ぶ楽しさ」が本来の楽しさであると定義している。捉え違いをやめようと投げ掛けている。(教頭)

→メディアの影響で受け身な楽しみになっているので、深く考えることが減ったのではないか。(森下会長)

→今年度から、下校の時に校長室の前で「今日一日こういうことを頑張った」と毎日児童に報告してもらう時間を設けている。その結果、学ぶ楽しさを理解してきている児童が多くなったことを実感している。(教頭)

(2) 次年度の学校経営方針・教育活動について

校長より「次年度の学校経営方針・教育活動について」の資料について説明があり、委員に意見を求めた。特に意見等はなく、これを全員承認した。

(3) 学校運営協議会の1年間の取り組みについて(自己評価)

今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標について2つのグループに分かれ話し合いをした。

【A グループ：森下会長、清水委員】

・春野の良さを伝えることは大切なことであるが、春野の現状や課題(コミュニケーション能力の低下)もしっかり伝えたい。

【B グループ：山下太一郎委員、山下晃二委員、酒井委員】

・春野の良さを伝えることはしっかり継続し、体験活動は1つでも増やせるなら増やしたほうがいいと思う。しかし、中山間地域の良さもある反面、人口減少などの社会的課題も子供たちにしっかり伝えるべきではないか。

→以上の意見を踏まえ、課題も盛り込んで一つにまとめるようにする。(教頭)

(4) 次年度の学校運営協議会の活動・組織等について

教頭より「令和8年度コミュニティ・スクール関連行事予定」の資料について説明があり、委員に意見を求めた。

特に意見はなく、全員これを承認した。

(5) 連絡事項

教頭から、今後の学校運営協議会の開催日時について連絡があった。

第1回 4月22日(水) 14時30分～15時30分

第2回 10月2日(金) 14時30分～15時30分

第3回 12月2日(水) 14時30分～15時30分

第4回 2月19日(金) 14時30分～15時30分

(様式1)

学校番号 (小)・中 91)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(気田小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

○「自分の住んでいる町を好きになる子」「春野の古き良き伝統文化を学び、伝えていくことができる子」を育成するために、様々な分野(春野の力)の紹介や伝えたい伝統文化、人材の掘り起こし等についての熟議を深めていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ (ア) よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・地域の特徴を活かした教育活動(食や伝統等)について、協議会の都度、各委員から活発な意見が出て、熟議することができた。
- ・学校運営の基本方針をもとにして、「子供たちに何を学ばせることができるか」「どんな子供を育成していくのか」という点について、深く考えることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた (イ) できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・「春野を愛する子供を育てる」ということを念頭に置いて議論を進め、学校運営協議会委員や地域の方々、地域の企業が中心となって活動を支えることができた。
- ・学校運営に資する活動は、学校運営協議会の本丸であると考え、基本方針を理解したうえで多岐にわたる意見が多く出され、熟議を円滑に進めることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った (ウ) あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・コミスクだよりや学校だより、各学年のおたより等を通して、コミュニティ・スクール関連行事の実施を地域住民に発信することができた。
- ・コミスクだより等を自治会や町内職場へ回覧しているが、反応としてはまだ浸透をしていないように感じられる。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

将来の一貫校を見据え、これまでの協議会で提案された体験や交流に対する具体的な支援体制を構築するとともに、学校評価で見出された課題(メディアの影響によるコミュニケーション能力の低下、誹謗中傷等)への実現可能な解決策について熟議をする。

(様式1)

令和8年4月24日

浜松市立気田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 渡邊 雄介 様

浜松市立気田小学校運営協議会
会長

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月22日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 児童が気田小学校の特色ある活動を安全に楽しく実施し、ふるさと気田（春野）に愛着を深め、誇りに思う気持ちを育むことができるよう、体験活動を充実させたい。

⇒例年実施している田植え・餅つき等の体験活動が実りあるものとなるよう、材料・用具を充実させる。

別紙 5

令和8年度のコミュニティ・スクールに関する研修会

1 研修会計画

研修会名称	コミュニティ・スクール研修会	CSディレクター研修会	第1回 学校支援コーディネーター研修会	第2回 学校支援コーディネーター研修会	CS担当教職員等研修会 (教育センター悉皆)	学校運営協議会委員研修会
日時	6/24 (水) 【14:00~16:00】	7/9 (木) 【9:30~11:30】	9月上旬を予定 日時・会場は後日通知	12/8 (火) 【14:00~16:00】	1/20 (水) 【14:00~16:00】	2/24 (水) 【14:00~15:45】
研修形態	◎オンライン研修 (Zoom)	◎オンライン研修 (Google meet)	◎集合研修	◎集合研修	◎オンライン研修 (Zoom)	◎オンライン研修 (Zoom)
会場	学校等	学校等	複数の地区で、分散開催	浜松市教育会館 大会議室	学校等	学校等
対象者	学校運営協議会委員 学校支援コーディネーター 学校管理職、教職員 ※希望する協働センター職員	CSディレクター (校務アシスタント)	学校支援コーディネーター ※希望する協働センター職員	学校支援コーディネーター ※希望する協働センター職員	CS担当教職員	学校運営協議会委員 学校支援コーディネーター 学校管理職、教職員
内容	学校運営協議会の在り方 効果的な運営方法について 講師 志々田まなみ氏	CSディレクターの 職務内容の理解向上	地域学校協働活動の 効果的な推進方法と 近隣エリアでの情報共有	学校支援コーディネーターの 実践力向上	CS担当教職員の資 質向上	学校運営協議会制度の理解 促進 講師 四柳千夏子 氏

2 その他

- ・各研修会の詳細については、別途御案内します。
- ・感染予防等の観点などから、開催方法、内容を変更する場合があります。

令和8年度 コミュニティ・スクール関連行事予定（案）

日付	学年	時間	内容	場所	支援者	備考
5月25日（月） 予備日27日（水）	3.4年	2～4 校時	茶摘み体験・茶工場の見学	栗崎園	栗崎さん 053-989-0756	
5月20日（水） 予備日21日（木）	5年	2～4 校時	田植え体験	植田・天野さんの田	天野圭介さん 080-2298-5805	
5月22日（金） 5月28日（木）	3.4年	2～4 校時	昔の学校	勝坂小学校 田河内小 熊切小学校	勝坂 鈴木康夫さん 989-0048 田河内 栗島栄市さん 986-0701 長蔵寺 澤口明司（あきじ）さん 986-0516	
7月1日（水） 予備日3日（金）	全校	1～4 校時	全校川遊び	気田川	保護者ボランティア	
9月16日（水） 予備日17日（木）	1.2年	2～3 校時	栗拾い	里原	森下 薫さん 090-8739-8935	
10月13日（火） 予備日16日（金）	5年	2～4 校時	稲刈り	里原	森下 薫さん 090-8739-8935	
12月14日（月） 予備日15日（火）	全校	昼休み	チューリップ球根植え	学校	保護者ボランティア 学習支援ボランティア	コミスクだよりにて ボランティア募集
1月8日（金）	5年	2～3 校時	餅つき	家庭科室	森下 薫さん、ふで子さん 090-8739-8935 用務員の皆さん	

※勝坂神楽に関する活動を行う予定（3、4年）

※昨年度、幼稚園で実施していた活動を検討していく。 染め物体験（講師：天野光樹さん母）

※昨年度、幼稚園で実施していた活動を検討していく。 竹細工体験（講師：森下幸樹さん母）

※はるのケアセンターの見学・交流は、福祉について学ぶときに隔年で実施していく。（令和7年度実施、今年度は実施なし）